平成２１年（フ）第２５０号
山形県寒河江市大字寒河江字石田56番地の４
債務者　海沼建築こと　海沼　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
山形市大野目３丁目１番42号　栄山荘202号、前住所山形市大字大森1660番地の１
債務者　和田　武志
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
山形県東根市神町北１丁目３番３－２号
債務者　竹川　成子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４号
山形県東根市神町北１丁目３番３－２号
債務者　竹川　裕司
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６６号
山形県上山市長清水１丁目10番19―911号
債務者　小国千賀子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９号
山形県東村山郡山辺町大字山辺573番地15
債務者　大沼　三男
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０２号
山形市あけぼの１丁目６番地25　リバージュＡＫＥＢＯＮＯ104号
債務者　長倉　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５２１号
埼玉県戸田市美女木４丁目24番地の４
破産者　有限会社大山美術
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７４４号
埼玉県川越市笠幡1895番地１
破産者　株式会社アビデ・フォー
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第３２号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第14地割50番地21
破産者　株式会社御所建設
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第５６７号
岩手県花巻市末広町４番４号
破産者　株式会社丸高
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第５５６号
岡山市南区福富中１丁目９番10号
破産者　株式会社マレシ
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０８６号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４　２号棟401号室、開始決定時の住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍2791番地６
破産者　出射　敦司
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第５０６号
山口県下関市大字形山34番地
破産者　新開建設株式会社
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第２２６号
香川県木田郡三木町大字下高岡2336番地１
破産者　株式会社早川工務店
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６号
福岡県京都郡苅田町若久町２丁目17番地の７
破産者　有限会社岩田建設
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第１４００号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の129
破産者　有限会社カントー
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
京都市下京区不明門通花屋町下ル高槻町350番地
破産者　有限会社かね心
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
和歌山市美園町５丁目２番地の６
破産者　有限会社川上食品
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第３４６号
広島県福山市引野町２丁目２番22号
破産者　有限会社山本土木
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係